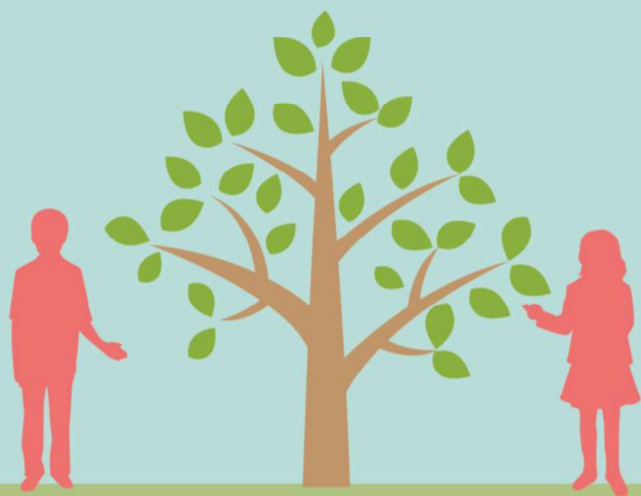




第2章 計画の基本方針と目標





第2章 計画の基本方針と目標

1 基本理念

本市は、海岸沿いの狭い平地を主体に発達している市街地が、前面に広がる日本海と背後に迫っている山岳丘陵に囲まれていることから、市街地の各所から豊かな森林を望むことができ、緑あふれる都市景観を形成しています。

また、先人が築き上げてきた歴史をしのばせるまちなみのほか、忍路環状列石、地鎮山環状列石などの史跡文化財が多く存在するとともに、海岸線の一部が「ニセコ積丹小樽海岸国定公園★」の指定を受けているなど良好な自然環境が多く残され、市街地においては、市民が身近に感じている社寺境内林や公園などの緑が存在しています。

一方、令和元年に策定された『第7次小樽市総合計画』においては、将来都市像として「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽～あらたなる100年の歴史へ～」を掲げ、小樽が住みよい、魅力的なまちとなるよう、多彩な地域資源を効果的に活用して、誰もが快適で安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会の実現を目指しています。

こうした中で、よりよい都市の姿を目指していくためには、子育てや介護環境、災害に対する備えなど、緑の持つ機能を最大限に取り入れた身近な環境を、市民・事業者・行政の協働により、整えていくことが必要となります。

さらに、小樽らしい四季の彩りに恵まれた自然や豊かな環境を将来の世代へ引き継いでいくとともに、潤いと安らぎのある自然と人が共生する緑のまちづくりも求められます。

『第2次小樽市緑の基本計画』では、前計画の理念を継承しつつ、緑の現況と課題を踏まえ、緑のまちづくりにおける基本理念を以下のように掲げます。

**市民との協働で築く、自然と人が共生する
緑豊かな、潤いと安らぎのあるまち小樽**



2 緑の将来像

基本理念として掲げた「市民との協働で築く、自然と人が共生する 緑豊かな、潤いと安らぎのあるまち小樽」を目指して、次のような「緑の将来像」を設定します。

◇自然と人が共生するまち

市民の環境保全への意識を高め、豊かな自然環境を形成している緑を保全することにより、地球温暖化の抑制や生物多様性を確保し、自然と人が共生するまちを目指します。



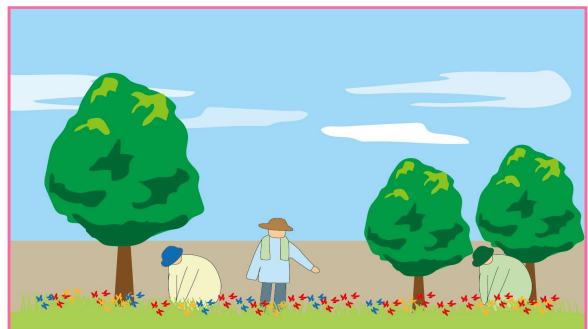
◇緑を生かした快適・安心なまち

市民に快適な生活環境をもたらし、健康の維持・増進や安らぎの場となる都市公園の適正な配置や、これまで形成してきた緑のネットワークの適正な維持管理に努め、災害時の避難場所として活用することで防災機能を高め、緑を生かした快適・安心なまちを目指します。



◇緑を学び、触れ合えるまち

市民・事業者・行政が一体となって緑化に取り組める体制を整えるとともに、緑と触れ合える機会を充実し、緑を学び、触れ合えるまちを目指します。





3 基本方針

緑の将来像の実現に向けて、次の3つの基本方針を定め、「緑の保全」、「緑の創出と活用」、「緑の普及と啓発」を進めていきます。

基本方針1 今ある緑を守ります（緑の保全）

本市には、緑の骨格となる市街地背後の丘陵樹林や海岸線の斜面樹林が貴重な自然資源として残されています。このような緑は、個性的なまちなみを形成しているとともに、多様な生き物の生息・生育環境となっているほか、雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な役割も果たしています。

また、市街地に残っている社寺境内林などの緑は、日常生活の身近な景観資源として市民の心に潤いと安らぎを与えています。

そこで、「自然と人が共生するまち」の実現を目指し、長い歴史の中で育まれてきた貴重な緑を、次世代に継承していきます。

基本方針2 新たな緑をつくり、生かします（緑の創出と活用）

本市の市街地は比較的緑が少ない状況にあるため、残っている緑の保全に加え、市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置や機能の集約による公園の整備、花と緑で潤うような公共施設*や民有地の緑化を進め、花と緑で癒されるまちなみを形成していく必要があります。

また、これまで道路や河川、公園・緑地などの緑化により形成してきた緑のネットワークを活用し、都市の防災機能の向上や市民の健康の維持・増進や安らぎの場となるレクリエーション機能を取り入れることで、公園・緑地としての機能の向上が期待されます。

そこで、「緑を生かした快適・安心なまち」の実現を目指し、市民・事業者・行政の協働のもと、花と緑であふれ、潤いと安らぎのある空間をつくり、生かしていきます。

基本方針3 緑への理解を深めます（緑の普及と啓発）

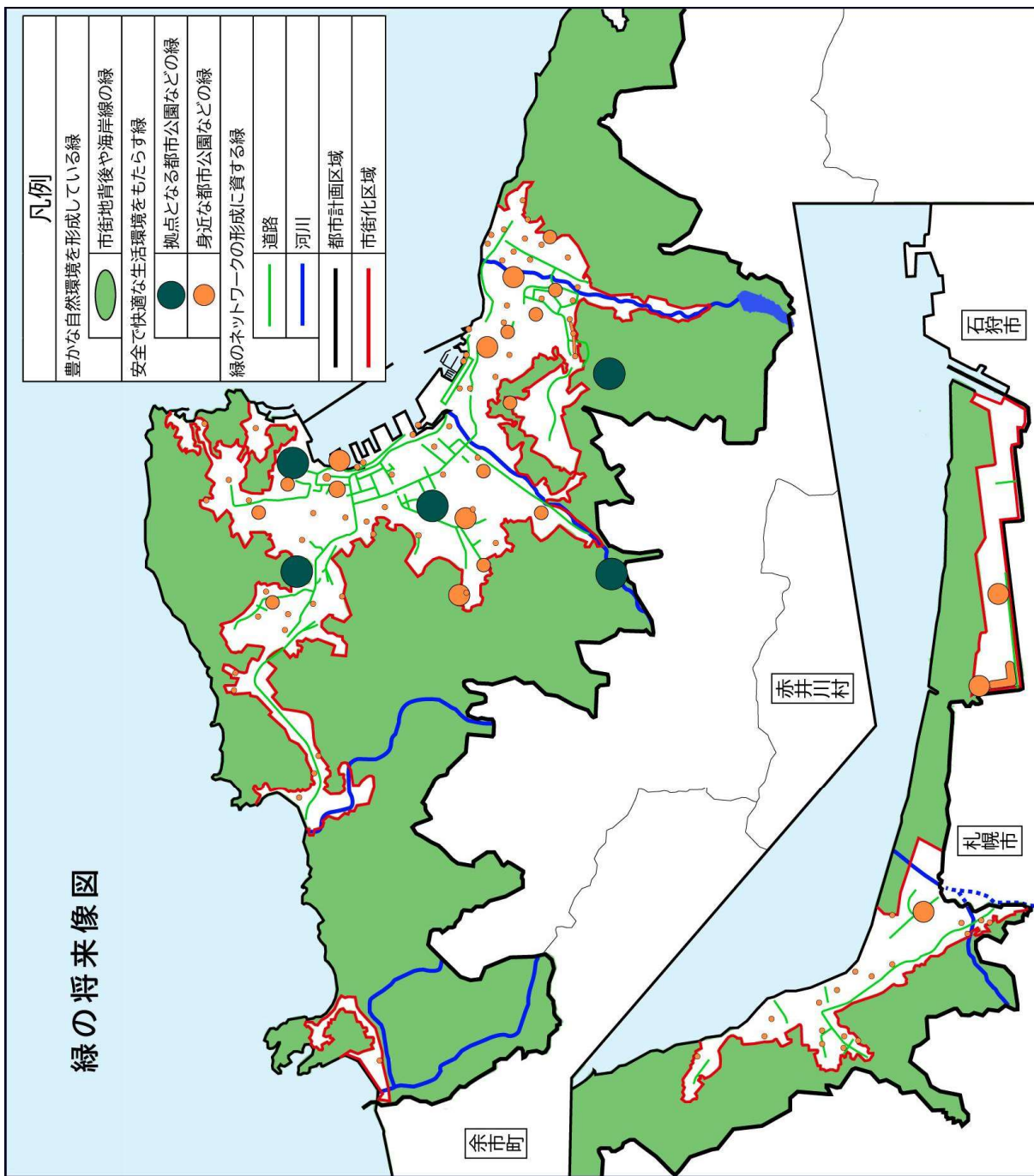
本市では、長橋なえぼ公園における自然観察会の実施により市民が緑を学び、公園愛護会の活動により触れ合うことができます。

花と緑で癒されるまちなみを形成していくためには、市民一人ひとりの都市の緑化に対する理解を深め、市民・事業者・行政の協働により、身近な緑を守り育てていくことが重要です。

そこで、「緑を学び、触れ合えるまち」の実現を目指し、より多くの市民が緑化活動などに参加できる体制と緑を学び、触れ合える機会の充実を図っていきます。



■緑の将来像図



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



4 施策の体系

本計画においては、3つの基本方針に沿って7つの取組を定めます。

基本方針	取組
基本方針1 今ある緑を守ります (緑の保全)	取組1 都市環境を形成する緑の保全 都市に残された貴重な自然資源であり、災害から都市を守る重要な役割を持つ、市街地背後の天狗山などの丘陵樹林地や海岸線、河川などの水辺環境は、良好な都市環境を形成する骨格的緑地として保全に努めます。
	取組2 身近に触れ合える緑の保全 身近に触れ合える市街地に残された社寺境内林などの貴重な緑は、身近な景観資源として保全に努めます。
基本方針2 新たな緑をつくり、生かします (緑の創出と活用)	取組3 魅力ある公園づくり 市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置と機能の集約による公園の充実や地域の利用形態に合わせた魅力ある公園・緑地の整備を図ります。
	取組4 花と緑で癒されるまちなみの形成 市街地などの緑が少ない地域の公共公益施設*や民有地の緑化を推進し、花と緑で癒されるまちなみの形成に努めます。
	取組5 緑のネットワークの活用 都市の快適で安心なまちづくりのため、これまで形成してきた道路、河川、公園・緑地の適正な維持管理に努めるとともに、都市の防災機能やレクリエーション機能を取り入れた緑のネットワークの活用に取り組みます。
基本方針3 緑への理解を深めます (緑の普及と啓発)	取組6 緑を守り育てる体制の充実 都市の緑化推進や公園の維持管理など、緑を守り育てる市民・事業者・行政によるパートナーシップの形成を目指します。
	取組7 緑と触れ合える機会の充実 都市の緑化に対する理解を深めるため、緑化に関する情報発信や緑化イベントの開催を通じて、緑を学び、触れ合える機会の充実を図ります。

◇具体的な施策の内容については、「第4章 計画の体系と施策」に示します。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



5 計画フレーム

本計画の基礎条件である計画対象区域、都市計画区域人口の見通し、市街化区域の規模及び地域区分については、次のように設定します。

(1) 計画対象区域

計画対象区域については、現在の都市計画区域 13,960ha を対象とします。

計画対象市町村名	都市計画区域名	
小樽市	小樽都市計画区域	13,050 ha
	札幌圏都市計画区域(小樽市分)	910 ha
	計	13,960 ha

(2) 都市計画区域人口の見通し

将来人口（目標年次の計画人口）については、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針★(小樽及び札幌圏)（令和3年）」及び「第7次小樽市総合計画（令和元年）」との整合性を考慮し、次のように設定します。

年次	現況 (平成27年)	目標年次※ (令和14年)
人口	122 千人	90 千人

※将来推計人口は5年ごとに算出されており、将来人口の設定に当たっては、人口減少対策を考慮し、令和12年を適用します。

(3) 市街化区域の規模

(2)と同様に、次のように設定します。

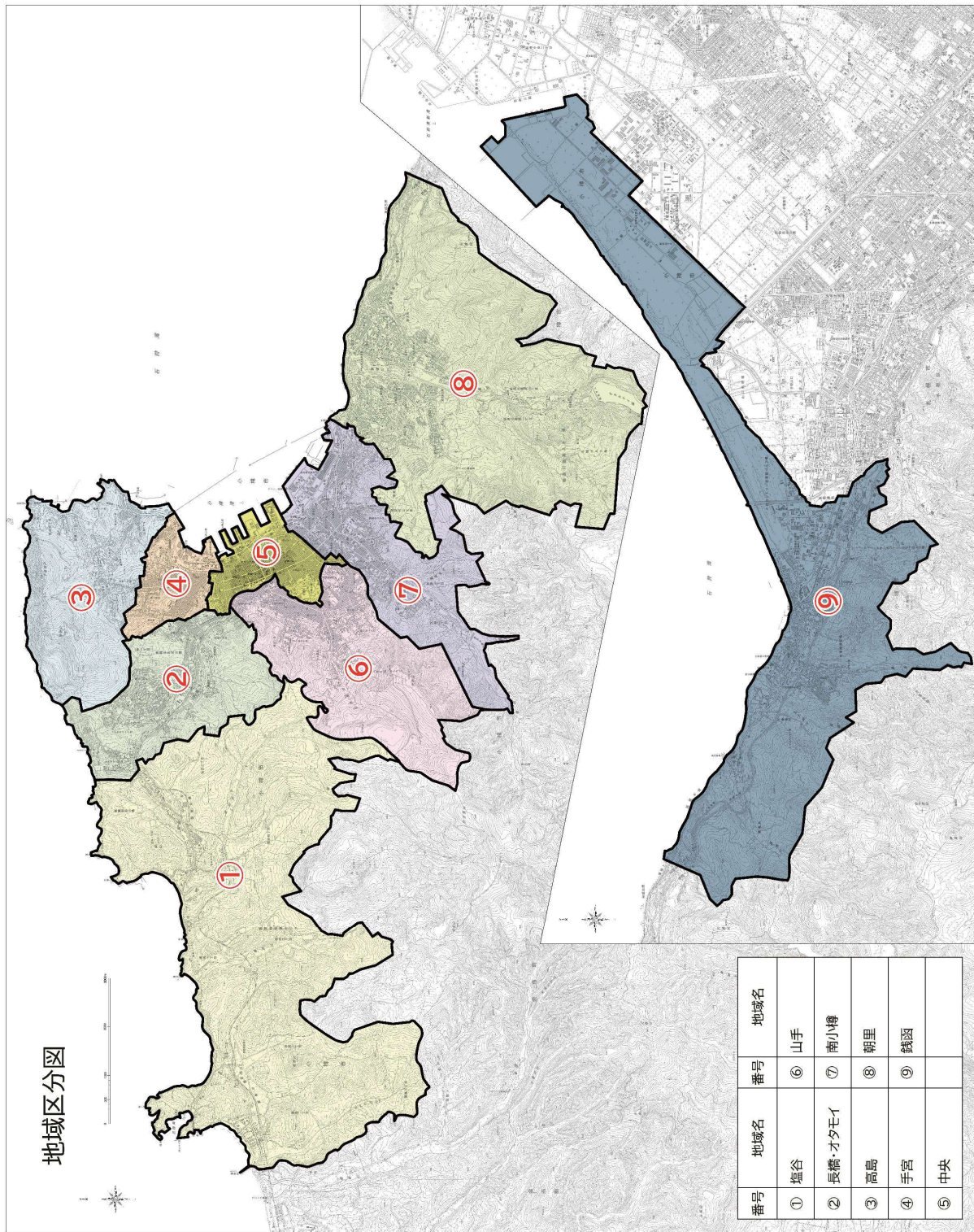
年次	現況 (平成27年)	目標年次 (令和14年)
市街化区域人口	121 千人	89 千人
市街化区域の規模	4,301 ha	4,288 ha

(4) 地域区分

地域区分については、人口減少や市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置と機能の集約を検討するに当たり、第2次小樽市都市計画マスタープラン★を基本として、次の9地域に設定します。



■地域区分図



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



6 計画の目標水準

(1) 公園・緑地の確保目標水準

本市における施設緑地★と地域制緑地★の確保量は、平成27年(2015年)で市街化区域では233ha(5.4%)、都市計画区域では7,139ha(51.3%)となっています。

目標年次(令和14年)においては市街化区域の公園・緑地の確保量は、長期未整備の都市計画公園などの公園・緑地の面積を加えた253ha(5.9%)を確保することを目標とします。

■公園・緑地の確保目標水準

年次	現況 (平成27年)	目標年次 (令和14年)
市街化区域に占める 緑地面積(割合)	233 ha (5.4%)	253 ha (5.9%)
都市計画区域に占める 緑地面積(割合)	7,139 ha (51.3%)	7,165 ha (51.3%)

(2) 都市公園等の施設として整備すべき公園・緑地の目標水準

本市における都市計画区域人口一人当たりの都市公園等の面積は、平成27年(2015年)で18.7㎡となっています。

目標年次(令和14年)においては都市公園等の施設として整備すべき公園・緑地の目標水準は、都市計画区域人口一人当たり31.3㎡を目標とします。

■都市公園等の施設として整備すべき公園・緑地の目標水準

年次		現況 (平成27年)	目標年次 (令和14年)
都市計画区域人口 一人当たりの 目標水準	都市公園	10.6 ㎡/人	19.8 ㎡/人
	都市公園等 [※]	18.7 ㎡/人	31.3 ㎡/人

※都市公園等とは、都市公園に公共施設緑地★(港湾緑地や学校グラウンドなど)を加えたものです。

※算出根拠は、資料編「目標水準の算出根拠」(137、138ページ)参照



(3) 都市緑化の目指す姿

公共公益施設★及び民有地については、次のような都市緑化を目指します。

■施設別の都市緑化の目指す姿

項 目		内 容
公共公益施設	都市公園★	<ul style="list-style-type: none"> ・自然が感じられ、レクリエーションや憩いの場として市民に親しまれる緑の形成 ・公園整備における緑化の目標 街区公園★…30%以上 近隣公園★・地区公園★・総合公園★…50%以上 緩衝緑地★・緑道…70%以上 都市緑地★…80%以上 ※参考文献：「都市公園事業設計要領」 (北海道建設部まちづくり局都市環境課)
	道 路	・これまで形成してきた緑のネットワークの維持管理
	河 川	・親水性などに配慮した水辺環境の創出
	学 校	・自然の仕組みや大切さを学び、触れ合えるような緑化の推進
	そ の 他 公 共 公 益 施 設	・潤いと安らぎのある交流の場として市民に親しまれる緑化の推進
民 有 地	住 宅 地	・周辺の自然環境などと調和したゆとりある良好な住環境の維持・創出
	商 業 地	・自然景観や親水空間などの地域の特性を生かし魅力ある交流空間の形成
	工 業 地	・周辺の環境向上のため、個々の工場敷地内の緑化等を促進